

東村山市保育料等 審議会委員の募集

市では、適正な保育料等について審議する「東村山市保育料等審議会」を設置しています。同審議会では、市長の諮問に応じて保育料および児童クラブ費の適正な額等について審議し、市長へ答申を行います。

このたび、この委員会の構成委員となる市民のかたを募集します。

応募資格 市内在住の18歳以上で保育料等に関心のあるかた

募集人数 1名

任期 委嘱の日から約2年間

選考方法 作文

選考結果 決定後、応募者全員に通知

東村山駅前公園公益施設 東村山市民ステーション「サパルネ」 指定管理者選定委員の募集

市民の皆さんの健康増進や交流、市の産業経済や観光事業を促進するための施設であるサパルネの管理運営を行う指定管理者を選定する選定委員会を設置します。

この委員会は、行政職員および市民のかたにより構成される委員会で、事業者から提案される公益施設の事業計画を比較検討し、最も優秀な提案をした事業者を指定管理者とする選定を行います。

このたび、この委員会の委員となる市民のかたを募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上で、サパルネ事業の運営に賛同し、ご協力いただけるかたや、健康増進に関心や興味があり西口公益施設事業の推進に意欲をお持ちのかた

募集人数 若干名

任期 4〜6月(予定)

会議の開催 3〜4回程度(平日の日中に開催する場合があります)

子ども家庭支援センター臨時職員募集

子ども家庭支援センターでの相談事業を行う臨時職員を募集します。

応募資格 平成26年4月1日から勤務できる次の要件のいずれかを満たすかた

○子育てに関する相談に興味のあるかた

○子育てに関する相談経験のあるかた

業務内容

○0〜18歳の児童に関する相談

○児童虐待通告の際の安全確認等

応募人数 若干名

勤務場所 いきいきプラザ

選考方法 面接

※面接日は応募者に別途通知します。

応募方法 履歴書(市販のもの)

員に通知

※応募書類は返却しません。

応募方法 任意の用紙に「保育料のあり方」をテーマにした作文(800字程度)・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、3月25日(必着)までに直接又は郵送で〒189-8501子ども育成課(いきいきプラザ1階)へ

問い合わせ 子ども家庭部子ども育成課

選考方法 作文

選考結果 決定後、応募者全員に通知

※応募書類は返却しません。

応募方法 任意の用紙に「サパルネを利用して」をテーマにした作文(400字程度)・住所・氏名(ふりがな)・性別・職業・電話番号を明記し、4月7日(必着)までに直接又は郵送で〒189-8501健康課(いきいきプラザ2階)へ

※報酬はありません。

※詳細は市のホームページ又は問い合わせ先へ

問い合わせ 健康福祉部健康課

病児・病後児保育施設 利用料の補助

市外の病児・病後児保育施設を利用したかたは、利用料の補助を受けられます。期間中に手続きをしてください。

利用期間 平成25年10月〜26年3月

対象 市外の病児・病後児保育施設を利用した児童の保護者

申請期間 4月1日(火)〜11日(金) 午前8時30分〜午後5時

※土・日曜日を除く

受付場所 子ども育成課(いきいきプラザ1階)

※申請に必要な書類は、子ども育成課、市内認可保育園・認可外保育施設で配布しています。

※前期(平成25年4〜9月)の申請を忘れたかたはご相談ください。

問い合わせ 子ども家庭部子ども育成課

「東村山市公共施設再生計画 基本方針」を策定しました

高度経済成長期に整備された多くの公共施設が近い将来に一旦に更新時期を迎え、維持・更新に莫大な費用がかかることが懸念されています。

このことは「公共施設の更新問題」と言われ、全国の自治体が共通して抱える課題となっています。

東村山市においても、24年度に作成した公共施設白書によって、多くの公共施設が平成30年代後半から集中的に更新時期を迎えることにより、市の財政にとって大きな負担となることが明らかになっています。このまま何も対策をとらなければ、公共施設の運営や維持に支障をきたし、市民サービスの低下を生じさせることは確実な状況にあります。

このような危機的状況を打開するため、現在の公共施設(ハコモノ)に焦点を当てた見直しの方向性や、今後進めていくべき対応策について基本的な考え方を明らかにした

国保

保険証の様式が変わります

26年度以降、新たに国民健康保険証を発行する際は、従来の素材ではなく紙素材の保険証を発行します。

ホログラム(レーザ)を用いた立体加工を採用したことにより、セキュリティ面が強化されます。なお、従来の保険証も医療機関等でお使いいただけます。

対象 一部負担金の割合が1割のかた

※一部負担金が3割のかたはいただけます。

1割の高齢受給者証をお持ちのかたへ

高齢受給者証を4月に更新します。現在お使いの高齢受給者証は、新しい高齢受給者証が届きましたら保険年金課(本庁舎1階)へお返しください。

対象 一部負担金の割合が1割のかた

※一部負担金が3割のかたはいただけます。

高年齢受給者証の更新

高年齢受給者証を4月に更新します。現在お使いの高年齢受給者証は、新しい高年齢受給者証が届きましたら保険年金課(本庁舎1階)へお返しください。

対象 一部負担金の割合が1割のかた

※一部負担金が3割のかたはいただけます。

短期証の更新

国民健康保険短期被保険者証(短期証)を4月に更新します。

現在お持ちの短期証は4月1日以降使用できなくなりま

※新しい短期証が届きましたら保険年金課(本庁舎1階)へ返却してください。

新しい短期証は郵送又は窓口での交付となります。

郵送のかた 3月下旬に郵送窓口交付のかた 対象者へは事前に通知します。身分証明書をお持ちのうえ保険年金課へお越しください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課

「東村山市環境報告書」を作成しました

東村山市環境報告書は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」および「東村山市環境基本計画」に基づき、市が平成24年度中に行った環境に関する取り組みについて報告しています。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

「東村山市環境報告書」を作成しました

東村山市環境報告書は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」および「東村山市環境基本計画」に基づき、市が平成24年度中に行った環境に関する取り組みについて報告しています。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市公共施設再生計画 基本方針 (抜粋)

基本理念

「将来世代にツケを回さず、時代の変化に対応した安全・安心な施設に再生し引き継ぐ」

基本方針	取り組み方策
1 サービス(機能)を維持しながらハコ(建物)に依存しない公共施設に再編する	①サービスの適正化の検討 ②複合化・多機能化の検討 ③再編・再配置の検討 ④適正な施設保有量の精査
2 公共施設を最大限に活用するため、効率的・効果的な管理運営を実施する	①利用促進の検討 ②管理運営の効率化の検討 ③外部委託等の検討 ④新たな事業手法等の検討 ⑤新たな財源確保・資金調達の仕組みの検討 ⑥受益者負担と税による負担の適正化の検討 ⑦低未利用建物・土地の活用等の検討
3 計画的な保全により、公共施設の安全・安心を確保する	①既存建物の耐震性・機能性の検証 ②施設全体として効果的な維持管理を行う手法の検討 ③長期保全計画の検討 ④長期保全計画の実現性を確保するための仕組みの検討
4 タテ割りを超え、全庁的な公共施設マネジメントを実施する	①組織・人員体制の構築 ②情報の一元的管理 ③全庁的な資産マネジメントの方針の検討

消費税転嫁対策 情報受付窓口の 設置

平成25年10月1日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)が施行されました。

4月1日(火)より、消費税転嫁に関する情報受付窓口を設置しますので、違反行為に関する情報がありましたらご連絡ください。

受付内容

○消費税の転嫁拒否等の行為に買いたたき、減額など消費税の転嫁を阻害する表示行為

○「消費税率上昇分値引きします」などの表示

○価格の表示に関するもの

○外税表示・内税表示など

○消費税の転嫁・表示方法の決定に係る共同行為

○独占禁止法適用除外カテゴリーなど

問い合わせ 市民のかたへ生活文化課(本庁舎1階)、事業者のかたへ産業振興課(北庁舎1階)

「東村山市環境報告書」を作成しました

東村山市環境報告書は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」および「東村山市環境基本計画」に基づき、市が平成24年度中に行った環境に関する取り組みについて報告しています。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」および「東村山市環境基本計画」に基づき、市が平成24年度中に行った環境に関する取り組みについて報告しています。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。

東村山市環境報告書は、市民の皆さまへ「環境」に関する情報を提供し、環境意識の向上を図ります。